

第21期
第16回白鷹町農業委員会総会 会議録

日時 平成30年8月27日(月) 午後3時開議
場所 白鷹町役場2階 会議室

出席者

農業委員

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1. 丸川 正博 | 2. (欠番) | 3. 梅津 彰 |
| 4. 福田 京子 | 5. 齋藤永治郎 | 6. 大木 光明 |
| 7. 五十嵐清美 | 8. 紺野 清一 | 9. 沼澤 久章 |
| 10. 小林 孝次 | 11. 欠席 | |

出席職員

事務局長 大木 健一
事務局長補佐 関 宏道
農地調整主任 青木 ひろみ

付議事件

- | | |
|----|---------------------------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 第2 | 会期の決定について |
| 第3 | 議案第 63号 農地法3条の規定による許可について |
| 第4 | 議案第 64号 農地法5条の規定による許可について |

議長（小林会長職務代理） ご参集大変ご苦勞様でございます。

これより第16回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名であります。11番 樋口 太一 会長より欠席の通告があります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

なお、本日の総会付議案件に対し、調査報告を求めるため、奥山 進 農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

また、本日の議長につきましては、会長に代わり、職務代理者の私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願い致します。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

事務局長（大木健一） はい、議長。

議長（小林会長職務代理） はい、大木事務局長。

事務局長（大木健一） はい。【議事日程説明】

議長（小林会長職務代理） 事務局長より、議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行いません。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、4番 福田京子委員、8番 紺野清一委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議長（小林会長職務代理） ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日限りといたします。

日程第3 議案第63号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より説明を求めます。

事務局長補佐（関宏道） はい、議長。

議長（小林会長職務代理） はい、関補佐。

事務局長補佐（関宏道） はい。【説明】

議長（小林会長職務代理） 説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件及び2番案件について、7番 五十嵐清美委員よりお願いいたします。

五十嵐清美委員 はい、議長。【調査報告】

議長（小林会長職務代理） つづいて3番案件について、3番 梅津 彰委員よりお願いいたします。

梅津彰委員 はい、議長。【調査報告】

議長（小林会長職務代理） 報告が終わりました。質疑・討論を行います。質疑、討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から3番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員、よって1番案件から3番案件について、許可することに決しました。

日程第4 議案第64号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局長補佐(関宏道) はい、議長。

議長(小林会長職務代理) はい、関補佐。

事務局長補佐(関宏道) はい。【説明】

議長(小林会長職務代理) 説明が終わりました。次に担当委員より調査報告を求めます。

1番案件について、7番 五十嵐清美委員よりお願いいたします。

五十嵐清美委員 はい、議長。【調査報告】

議長(小林会長職務代理) つづいて2番案件について、5番 齋藤永治郎委員よりお願いいたします。

齋藤永治郎委員 はい、議長。【調査報告】

議長(小林会長職務代理) つづいて3番案件について、奥山 進 農地利用最適化推進委員よりお願いいたします。

奥山進 農地利用最適化推進委員 はい、議長。【調査報告】

議長(小林会長職務代理) 報告が終わりました。質疑・討論を行います。質疑、討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番から3番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員、よって1番から3番案件は、「許可相当」をもって県に進達することに決しました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって、第16回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。

大変ご苦労様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、
第16回白鷹町農業委員会総会の議事録に署名いたします。

平成30年8月27日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____